

## 航空安全情報ネットワークニュース 第4号

ASI-NET 作業部会

**1. ASI-NET から運航安全のための提言を行い対策が実施されました**

ASI-NET では、運航乗務員の皆さんから提供していただいたヒヤリハット情報を分析して潜在する不安全要素を抽出し、その対策等について関係機関に対して提言や要望をしています。その内容や背景とその後の対策について紹介します。

**(1) 新千歳空港進入時の滑走路誤認防止に関する提言と実施された対策**

新千歳空港は2本の平行滑走路（01L/19R および 01R/19L）を使用して民間航空機の離着陸を行っておりますが、それに平行して自衛隊が使用する千歳空港の2本の平行滑走路（18R/36L および 18L/36R）が隣接しており民間航空機が進入時に自衛隊側の滑走路と誤認する事象が発生しております。このため自衛隊機とのニアミスや滑走路誤認着陸等の事態を引き起こす可能性もあり、民間機のみならず自衛隊機に対しても運航の安全を直接阻害する要因になります。従って、ASI-NET 運営委員会は、新千歳空港進入時の滑走路誤認を防止するため、2007年1月に航空局、航空会社に対して滑走路誤認防止についての注意喚起文を出して関係者に周知するよう提言をしました。これを受けて2007年1月に、航空局はAIP JAPANの誤認しやすい進入経路の記述を明確化し更に注意文を追加し、また新千歳空港に乗り入れている主な国内各航空会社はルートマニュアルや通知文にて全乗員を含む関係者に注意喚起を行いました。

**(2) 類似した航空便名の解消対策についての提言と実施された対策**

本邦航空会社における最近の経営統合やブランドイメージの統一により同一空域及び同一時間帯を飛行する航空機の類似便名が増えてきています。この類似便名による管制指示の取り違いや聞き違いは運航の安全阻害の要因となります。このため2006年1月にASI-NET 運営委員会より航空局及び航空会社に類似航空便名による混乱の解消に関する提言を行い、航空局及び航空会社間で検討が進められておりましたが、類似した便名の定義を再整理の上、2007年4月より類似航空便名の変更、あるいは一時的な変更、調整(便の時間調整等)が行われることとなりました。これを受けて2007年度からは各航空会社の便名の変更等の様々な改善が行われております。

## **2. スカイネットアジア航空とオリエンタルエアブリッジが ASI-NET に 参画しました**

2006年6月に開催された ASI-NET 運営委員会で、スカイネットアジア航空(株)とオリエンタルエアブリッジ(株)の新規参画が承認され、ASI-NET に参画する航空会社は19社(2007年6月末現在)となりました。

## ASI-NET とは

航空安全情報ネットワーク (**Aviation Safety Information Network**) の略称で、本邦航空会社 19 社\* が参加しているネットワークで、1999 年 (平成 11 年) 12 月に設立されました。運航乗務員の皆さんが所属会社の安全報告制度に報告したヒヤリハット情報や機長報告等の中から、他社の運航乗務員と共有することが望ましいと思われる情報が提供されています。この情報を ASI-NET に参加している航空会社間で共有するとともに、情報の分析により潜在する不安全要素を抽出し、その対策等について関係機関に対して提言や要望をすることで、運航の安全に寄与することを目的としています。ASI-NET は有識者、航空会社の代表、航空関係団体の代表、による運営委員会の基で運営されシステムの維持・管理は(財)航空輸送技術研究センターで行っています。

\* 日本航空インターナショナル、全日本空輸、エアーニッポン、日本貨物航空、日本トランスオーシャン航空、ジャルウェイズ、ジェイエア、琉球エアコミューター、ジャルエクスプレス、日本アジア航空、スカイマークエアラインズ、中日本エアラインサービス、日本エアコミューター、天草エアライン、北海道国際航空、エアーニッポンネットワーク、IBEX エアラインズ、スカイネットアジア航空、オリエンタルエアブリッジ (加入順)

## これまでに集った情報の数と分類

2006 年末までに ASI-NET に提供された情報の数と要因ごとに分類した結果は下図のとおりです。(尚、2007 年 6 月末現在の情報件数は 42 件です。)

図 1 大型機 ASI-NET 情報数(暦年)

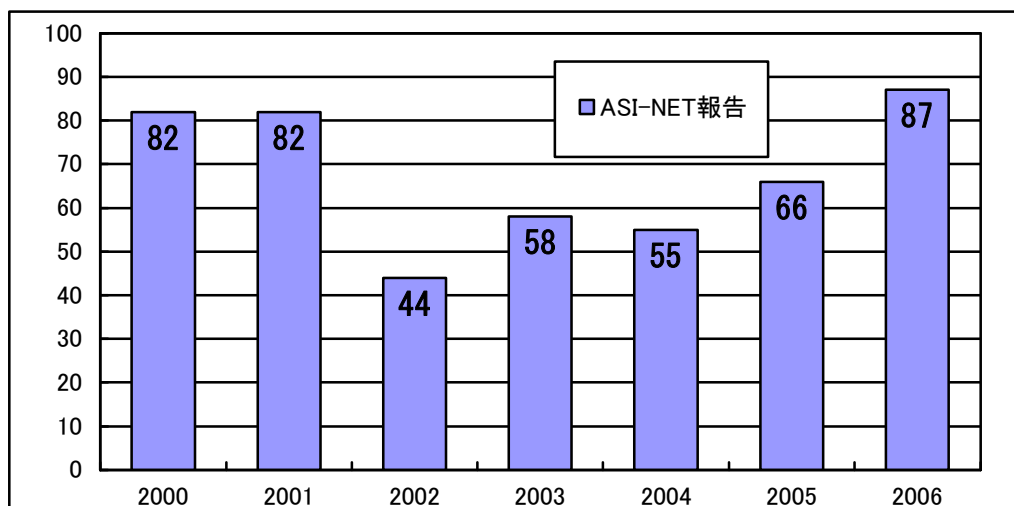
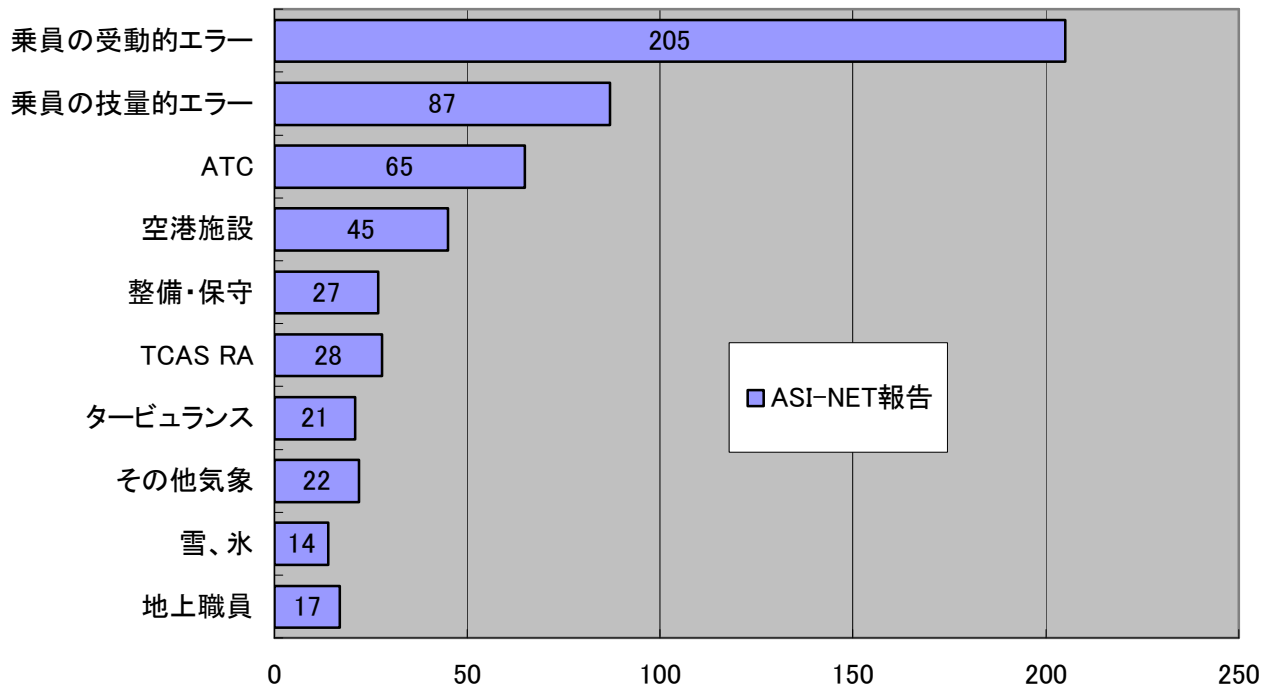


図2 報告の要因件数上位10項目累積



### 報告者の保護について

報告者の保護に関して航空局の方針が航空局技術部長通達(国空航第1272号、平成16年3月29日)の形で文書化されています。この通達には、ASI-NETに報告された情報に対する取り扱い方針が次のとおり示されています。

- (1) 航空局は、ASI-NETに提供された情報に直接アクセスすることはない、また、ASI-NETに対しこれらの情報の提供を求めることもない。
- (2) 航空局は、何らかの経緯によりASI-NETに登録された情報を知ったとしても、当該情報のみにより行政処分を行うことはないし、行政処分を目的として更にASI-NETに対し当該情報の提供を求めることもない。

### ASI-NET についての問合せ先

ASI-NET 事務局(担当:松浦)まで、電話 03-5476-5461、FAX 03-5476-8578 または Eメール [matsuura@atec.or.jp](mailto:matsuura@atec.or.jp) でお問い合わせください。

### 最後に

ASI-NET は運航乗務員の皆さんによる運航乗務員の皆さんのためのネットワークです。**運航安全のため、皆さんが経験したヒヤリハットの情報を積極的に社内の安全報告制度に投稿しましょう。**